

船舶安全法施行規則

1. 案内情報

- 手続名 : 資料を作成したとき又はその内容を変更しようとするときの承認
- 手続根拠 : 船舶安全法施行規則第51条第2項
- 手続対象者 : 船舶所有者
- 提出時期 : 個船ごとに異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- 提出方法 : 申請書を船舶の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出してください。
- 手数料 :
- 添付書類・部数 : 同規則第51条第1項の規定による資料
- 申請書様式 : 船舶検査申請書と合わせて当該資料を提出
- 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 :
- 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 011-290-2771
- 東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 022-791-7516
- 関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 045-211-7225
- 北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課 025-285-9158
- 中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 052-952-8021
- 近畿運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 06-6949-6426
- 神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 078-321-7052
- 中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 082-228-8794
- 四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 087-802-6825
- 九州運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 092-472-3174
- 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-866-1838
- 受付時間 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- 審査基準 : 船舶安全法施行規則
- 標準処理期間 : 30日。
- 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。